

標 第 号
年 月 日

様

標茶町長

印

標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました標記補助金につきまして、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助の種別	耐震診断補助・耐震設計補助・耐震改修補助・除却補助
交付決定額	円

※補助の条件

- ・補助金の交付決定が取消しとなる場合は、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第10条に基づき、①補助金を受けることについて不正な行為があったとき、②当該規則の規定による期日までに補助申請者から書類が提出されないとき、③期限内に当該補助対象事業が完了しないことが明らかとなったとき、④その他補助金を交付することが不適当と認められる事実があったときとする。
- ・補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに町長に届け出なければならない。
- ・補助事業が完了したときは、速やかに町長に届け出なければならない。